



市・県民税(住民税)のはなし

令和5年度版

Part 1



「所得」「扶養」「非課税」など、税のギモンに答えます

○市・県民税とは？

市・県民税(=住民税)は、その年の1月1日時点でお住まいの市区町村で1年間課税される地方税です。市や県の財政の基礎となる大切な税金で、使用目的を限定しない「普通税」に分類されます。

国の法律である「地方税法」に規定されており、飯田市では「飯田市税条例」が根拠となっています。課税の基準となるのは、前年の1～12月の所得と、年末時点での控除(障害、扶養等)の情報で、これらの情報は所得税(=国の税金)の計算にも使われている情報です。税額は1年ごとに決まります。

市・県民税は「均等割」と「所得割」で構成されます。

➤ 均等割

基準(裏面に記載)を超えると一律に発生するもので、飯田市の場合は5,500円です。

➤ 所得割

均等割に加え、さらに基準を超えると発生するものです。あくまでもおおよその計算ですが、基本的には課税標準額(=所得額-控除額)に税率(10%)を掛けたものが所得割の金額になります。

○何を見て課税しているの？

市・県民税の課税の元となる資料(課税資料)には以下のようなものがあります。

- ・申告をした方は …確定申告書、市・県民税申告書
- ・お勤めの方は …給与支払報告書
- ・年金受給者の方は …公的年金等支払報告書

給与の支払元が市に提出する、源泉徴収票と同じ内容の資料です。年末調整をした場合はその内容が反映されます。

公的年金等の支払元が市に提出する、源泉徴収票と同じ内容の資料です。

*「未申告」？

「未申告」とは、その年度の資料が飯田市に何も無い状態を指します。「未申告」状態だと、所得があったのか無かったのかも分からないため、所得証明等を発行することができないほか、各種行政サービスを受ける際の料金等に影響がある場合があります。

次のようなケースで「未申告」となるので、要注意です。

- ✓ 前年の収入が全くなく、市内の誰かの扶養にもなっていない ⇒ 「収入がない」という申告が必要です。
- ✓ 非課税収入(障害年金、遺族年金、失業手当 等)のみがあった。 ⇒ 「(課税される)収入がない」という申告が必要です。

○「収入」とは？「所得」とは？

「収入」と「所得」は似た言葉で混同されがちですが、税金の話をする際は下記のように使い分けます。

➤ 収入

その人が受け取った金額そのものを指します。給与の源泉徴収票でいう「支払金額」にあたります。いわゆる“額面”の年収のことです。「収入」は所得税、市・県民税の計算に直接はあまり使いません。

➤ 所得

「所得」は利益にあたるものです。こちらが主に税金の計算に使われます。営業や農業、不動産等の収入の場合は、収入から必要経費を差し引いた残りにあたる金額が「所得」です。給与や公的年金の収入の場合は決まった計算式があり、収入額に応じて「所得」に相当する額が自動で決まります。

◎課税、非課税の基準は？

市・県民税の課税、非課税は、下表の基準で決まります。

同一生計配偶者と扶養親族の合計人数	均等割非課税		所得割非課税	
0人	合計所得	380,000円以下	総所得等	450,000円以下
1人	合計所得	828,000円以下	総所得等	1,120,000円以下
2人	合計所得	1,108,000円以下	総所得等	1,470,000円以下
3人	合計所得	1,388,000円以下	総所得等	1,820,000円以下



*表は飯田市の場合です。基準額は自治体によって変わります。 *4人以上を扶養している場合も人数によって基準額が上がります。

「所得」で言われるとピンとこないかも知れませんが、扶養人数0人の場合、給与収入のみであれば年収93万円以下、公的年金収入のみ（65歳以上）であれば、148万円以下の方が非課税になります。

「非課税」に影響するのは所得と扶養人数です。また、上記に関わらず、課税資料に障害者、未成年、寡婦、ひとり親の記載がある場合は、合計所得金額が135万円以下であれば非課税になります。

社会保険料、生命保険料控除や医療費控除等を追加すると、所得割の額には影響しますが、均等割額(5,500円)以下には下がらず、非課税にすることはできません。

課税、非課税は、市・県民税の有無だけではなく、保育料や介護保険料、給付金等の判定にも影響します。

◎「扶養」とは？

一般的に言われる「扶養」には、健康保険の扶養と税金（所得税、市・県民税）の扶養の2種類があります。両者はどちらも収入や所得が要件なので混同されがちですが、**別物**です。

➤ 健康保険（社会保険の扶養）

健康保険の扶養については、保険証の健康保険組合等（国保の場合は保健課）へお問い合わせください。一般的には、給与収入のみの場合、収入で「130万円未満」が扶養に入るための要件となっています。

***令和4年10月より、一定の条件に該当する場合は「106万円未満」が条件となるので注意が必要です。**

➤ 所得税・市・県民税の扶養

税制上の扶養は「扶養控除」のこと、つまり扶養している人（養っている側の人）の税金を下げるものです。被扶養者（養われている側の人）の要件は所得が48万円以下の親族となっています。これは被扶養者の収入が給与のみの場合であれば、給与収入が「103万円以下」ということになります。

同居していない親族（例：東京の大学に行っている子供、高齢者施設に入っている親）であっても扶養にとることはできますが、同一人物を重複して2人以上が扶養にとることはできません。

扶養控除は被扶養者の年齢等によって、控除される金額が変わる場合があります。年少扶養（16歳未満）は扶養控除がありませんが、市・県民税の非課税の要件である扶養人数には含まれます。

なお、配偶者に限っては、扶養の基準を超えて所得があった場合も、「配偶者特別控除」というものを適用できる場合があります。いわゆる「扶養」としては扱われませんが、ある程度の額までは同等の控除を受けることができます。「配偶者特別控除」の場合、配偶者の所得に応じて控除額は減っていきます。

お問い合わせはこちら

飯田市役所 税務課 市民税係

(代) 0265-22-4511 内線 5161~5163